

岩美高等学校いじめ防止基本方針

1 本校のいじめ防止とは

「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）第2条において、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせるおそれがある深刻な問題である。

本校の教育方針は、校訓「誠実・協働・果敢」を具現化し、社会に貢献できる人間を育成することである。この方針に基づき本校は、「郷土を愛し、地域に貢献する人材」、「自らを信じ、他者を敬い、礼節を重んじる人間」を育成することを目指している。教職員は、この理念を実現するために、生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した活動に取り組むことができる学校づくりに努めなければならない。

学校には、「教育活動全般において生命や人権を大切にす精神を貫くこと」、「教職員自身が生徒を多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重すること」、「生徒の健やかな人格的発達の支援を重視した指導を徹底すること」などが求められる。また、教職員は、生徒に対していじめはもちろん、いじめを傍観する行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも親身になって生徒に寄り添うことが重要である。こうした日常の取組により、いじめの発生や深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することができる。

この「岩美高等学校いじめ防止基本方針」は、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」及び「鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえ、生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組む中で学びの質を高めながら心豊かに成長できるよう、本校が家庭、地域その他の関係者との連携の下、いじめ防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策を、総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

2 いじめを未然に防止するために

(1) 校内体制

いじめ防止対策推進法第22条の規定に基づき、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織として、「岩美高等学校いじめ防止対策検討委員会」(以下、「いじめ防止対策委員会」という。)を設置する。

「いじめ防止対策委員会」の構成員は以下のとおりであり、校長を委員長とし、生徒指導部が主管する。

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、保健人権主任、人権教育主任、 学年主任、養護教諭、各学年保健人権係
--

ただし、必要に応じて、他の教職員や専門的知識を有する者（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター、県警少年課、医師、弁護士等）を加えるなど、公平性・中立性が確保されるよう努めるものとする。

「いじめ防止対策委員会」の取組内容は、以下のとおりとする。

- ① いじめ対策基本方針の策定と見直し、および年間計画の策定
- ② いじめアンケートの実施と結果報告
- ③ いじめとして対応すべき事案かどうかの判断
- ④ いじめ発生時における対処の協議・検討
- ⑤ 生徒・保護者への啓発

(2) いじめの未然防止のための取組

① いじめについての共通理解

いじめは全ての生徒に起こる可能性があるという共通理解のもと、「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識を学校全体で共有する。

② いじめに向かわない態度・能力の育成

上記①の共通理解のもと、教職員は、学年会や職員会議において個々の生徒の情報交換を行う。また、生徒に対しては、LHRや学校行事等をとおして協働することの大切さや他者を認める姿勢など、好ましい人間関係や集団づくりに努める。

また、全校生徒を対象にスマートフォン・インターネット利用マナー等についての講習会を開催し、情報モラル教育の一層の充実を図る。

③ いじめが生まれる背景と指導上の留意点

全ての生徒が安心・安全に過ごせる学校づくりを、全教職員で推進していく。そのために、授業実践においては、生徒が参加・活躍できる場を提供し、生徒の自己有用感や自己肯定感の育成を図る。また、教職員は生徒との対話において、人格を否定するような不用意な言動のないよう留意する。

④ 自らいじめについて学び、取り組む

生徒会活動や人権教育をはじめとする教育活動に対して、一人一人の生徒が主体的に取り組むことを通して、集団の中で互いの個性を認め合える人間関係づくりや学校文化の構築に努める。

3 いじめの早期発見に向けて

- (1) 日頃の生徒の観察、生徒の情報に対してアンテナを高くし、些細な変化を見逃さない。具体的には、①SHR時の健康観察、②授業中の生徒の表情や動作、③遅刻や欠席の増加、④担任会・学年会での情報交換、⑤個人面談、⑥保健室・相談室・部活動顧問からの情報収集、⑦家庭連絡、⑧いじめアンケート(年間2回)、⑨hyper-QU等が考えられる。
- (2) (1)において気になる変化や行為等があった場合、記録を残し、学年団等で情報を共有するとともに、個人面談を行う等速やかに対応する。また、管理職への報告を怠らない。
- (3) 様々な出現事案への必要性に応じて、関係者を招集する。

4 発見したいじめへの組織的な対応

◎組織的な対応の流れ

- ① 生徒からの申告、他生徒からの情報、「いじめアンケート」等により、いじめと疑われる事案が発覚した場合、発見者・対応者は一人で抱え込まず、速やかに管理職に報告する。
- ② 関係職員により会議(学年会、担任会等)を開催し、状況の確認及び対応を検討する。
- ③ 検討結果に基づき、被害生徒、加害生徒、周囲の生徒及び事案に関係する生徒から聞き取りを行い、結果をまとめ報告書を作成する。
- ④ 管理職は必要に応じて、早急に「いじめ防止対策委員会」を招集し、「基本的な対応」か「重大事態発生時の対応」かについて検討し、以後の指導方針や対応について協議する。

◎留意事項

- ① 学校だけで判断しかねる場合は、県教育委員会内にある「いじめ・不登校総合対策センター」等に相談し、判断を仰ぐ。
- ② 「重大事態」とは、いじめ防止対策推進法第28条により、以下に該当する場合とする。

○ いじめにより在籍する生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき。なお、「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目等、被害者の状況に着目して判断する。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○ いじめにより在籍する生徒が相当の期間、学校を欠席すること(年間30日間あるいは、一定期間連続する欠席)を余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

- ③ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告及び調査にあたる。

(1) 基本的な対応

- ① 「いじめ防止対策委員会」が協議し、決定した指導方針や対応策に基づき、被害生徒及び加害生徒に対して適切な指導を行う。
- ② 被害生徒に対しては、心配や不安を取り除いて安心して学校生活を送れるように関係職員が密に連携を取りながら、「守り抜く」という姿勢を示すとともに温かく支援する。
- ③ 加害生徒に対しては、「いじめは人間として恥ずべき行為であり、決して許されるものではない」という毅然とした態度で向き合うとともに、加害生徒の抱えている問題など行為の背景にも視点を置き、当該生徒の安心・安全、健全な人格の形成に配慮する。
- ④ 被害・加害の生徒だけの問題にとどまることなく、全校生徒に対して「いじめは人間として絶対に許されない」こと、「誰もがいじめる側にも、いじめられる側にもなりうるもの

である」ことを伝え、生徒一人一人が自らの問題として考えることができるよう指導する。

- ⑤ 被害生徒と加害生徒の保護者に事実関係を明確に伝えるとともに、誠実に対応し理解と協力を求める。
- ⑥ 「いじめ防止対策委員会」により、指導方針が決定した後、全教職員にいじめ事案の発生を伝え、詳細については職員会議で報告し、以後の対応及び指導についての共通理解を図る。
- ⑦ いじめ事案が確認された際、学校長は県教育委員会に報告し、以後必要に応じて指導経過等の報告を行う。また、いじめ報告書を作成し、県教育委員会へ送付する。

(2) 重大事態発生時の対応

「いじめ防止対策委員会」が、いじめ事案を「重大事態」と判断した場合、「基本的な対応」に加えて原則として以下のように対応する。

- ① 重大事態に対処し、同種の事態発生を防止するため、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、学校長は県教育委員会に対し、重大事態が発生した旨を報告する。
- ② 重大事態発生時の調査に当たっては、県教育委員会と協議し「いじめ防止対策委員会」に弁護士やスクールカウンセラー等の専門家を加えた「いじめ重大事態調査委員会」に依頼し、速やかに調査に入り事態に対処する。
- ③ 学校は、被害生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するよう努める。
- ④ 県教育委員会はもとより、所轄警察署や外部専門機関と連携しながら事案の解決に努める。
- ⑤ 県教育委員会を通じ、知事に報告する。

5 関係機関等との連携

いじめ防止の取組やいじめが発生したときに連携する関係機関は、以下のとおりとする。この他に連携の必要な機関がある場合には、速やかに連携する。

- (1) 県教育委員会
いじめ問題全般に関する相談、報告、指導助言
重大事態発生した場合の対応
- (2) 県警察本部
スクールサポーター制度、学校警察連絡制度の活用
生徒が自殺を企図した場合
身体に重大な障害を負った場合
財産等に重大な被害を被った場合
- (3) 児童相談所
加害生徒の家庭に教育力が認められない場合
- (4) 法務局
インターネット等でのいじめが疑われる場合
- (5) 子どもの悩みサポートチーム
学校だけでは解決困難な事案の解決に向けたメンバーの派遣

重大事態発生時の「いじめ重大事態調査委員会」への専門家の派遣

(6) いじめ問題検証委員会(人権局)

重大事態発生時の調査のための指導助言

(7) 専門家(精神科医、臨床心理士、弁護士等)

生徒が自殺を企図した場合

精神疾患を発症した場合

被害生徒及びその保護者が学校等を相手に訴訟を起こした場合

(8) 地域及びPTA等

いじめ事案に関する情報提供